



TKRグループ

グリーン調達基準



Green

株式会社TKR/TKRグループ

第 10 版

2020年1月

項番	項目	ページ
	はじめに	2
1.	目的	3
2.	適用範囲	
3.	管理基準	4
4.	用語の定義	
5.	グリーン調達のパートナーシップ	7
6.	グリーン調達に対する調査協力へのお願い	8
6.1	仕入先様に提出していただく書類	
6.2	仕入先様に開示していただく情報	
6.3	提出資料作成時のお願い事項	9
6.4	精密分析データの提出	
6.5	TKR個別要求資料	
7.	REACH規則 高懸念物質 (SVHC) 追加調査の依頼	10
8.	情報の取り扱い (開示情報の管理)	
9.	本基準に関するお問い合わせ先	
10.	本基準の改定	
11.	施行	
12.	改定履歴	11

関連資料：TWA-07 TKRグループグリーン調達基準 別冊

関連資料：製品含有化学物質情報開示に関する帳票

帳票-1：TWA-00-03 TKRグループグリーン調達基準への同意書

帳票-2：TWA-00-08 不使用証明書

帳票-3：TWA-00-07 成分証明書 兼 保証書

帳票-4：TWA-00-09 TKRグループREACH高懸念物質調査表

※関連資料は弊社ホームページで入手できます。 URL：<http://www.tkr.co.jp/>

はじめに

TKR グループ（以下 TKR）は、創業以来「品質第一」「自然との共生」「周辺環境との調和」「環境技術への配慮（源流管理による安全設計）」の理念のもと、地球環境保全活動を進めており、その一環として必要な資源の調達・購入に際しては、より環境負荷の少ない材料、部品、製品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。

近年、欧州を中心とした法規制強化の動きのみならず、企業活動における環境問題に対する社会的責任は益々厳しさを増してきました。

TKR はこのたび「グリーン調達基準」を新たに改定し、全てのお取引様との間で共存、共栄の精神のもと、今後も環境活動をさらに力強く推進してまいります。

仕入先様におかれましては、TKR の環境に関する考え方をご理解いただくとともに、環境負荷低減への取り組みや、環境に配慮した部材のご提供をお願いする次第です。

今後とも、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

TKR
調達部門

1. 目的

仕入先様の製品含有化学物質管理体制および TKR へ納入していただく全ての部品・材料に含まれる化学物質の含有情報を提出いただき、法規制の順守および環境負荷のより少ない部品・材料を優先的に調達することで、製品の環境品質を向上することを目的と致します。

2. 適用範囲

このグリーン調達基準は、TKR で生産する製品を構成する部品、半製品（組立品、ユニット品）、原材料、包装材料、取扱説明書を適用対象と致します。

製造工程中で、製品に直接接触するもの、あるいは洗浄等で使用され製品に残留する可能性のある物質も同様の扱いとします。

但し、以下のものは適用除外とします。

- ① TKR 支給品
- ② 禁止物質の含有を TKR が許可した特定の構成品

※ 顧客の要求事項を優先する場合があります。

表-1：TKR（グリーン調達基準適用）会社、事業所、工場

日本	株式会社 TKR
	株式会社 TKR MANUFACTURING JAPAN 東北工場
	株式会社 TKR MANUFACTURING JAPAN 水沢工場
	株式会社 TKR MANUFACTURING JAPAN 茨城工場
マレーシア	TKR MANUFACTURING (MALAYSIA) SDN. BHD
	TKR PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD
中国	TKR HONG KONG LIMITED.
	中宝華南電子（東莞）有限公司
メキシコ	TKR USA INC.
	TKR DE MEXICO S. A DE C. V.
ベトナム	TKR MANUFACTURING VIETNAM CO., LTD.
フィリピン	TKR MANUFACTURING PHILIPPINES INC.

尚、この基準において明示的に規定されていない物質であっても、法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従わなければならない。

3. 管理基準

法規制及び業界基準に基づいて管理の対象とする化学物質を環境への影響度を考慮して下記に区分し管理します。

① 使用禁止物質：レベル1 (L1)

開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質。

② 含有報告物質：レベル2 (L2)

開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質。使用量把握、閾値を超えたら必要に応じて報告。

※ 詳細は「TKR グループグリーン調達基準 別冊」を参照。

4. 用語の定義

(1) 製品含有化学物質（＝環境管理物質）

製品及びその部品、材料（梱包材料／包装材料を含む）に含有される物質で、地球環境と人体に著しい影響を与えると TKR が判断した物質。

(2) 化学物質 (chemical substance)

天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。

(JIS Z 7201:2012)

(3) 混合物 (mixture)

2 つ以上の化学物質を混合したもの。(JIS Z 7201:2012)

(注記) 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等がある。

(4) 化学品 (chemical product)

化学物質及び／又は混合物 (JIS Z 7201:2012)

(5) 成形品 (article)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。(JIS Z 7201:2012)

(注記) 成形品の例として、塗料、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等がある。

※ (2) ～ (5) の定義は「chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール」より引用。

(6) chemSHERPA

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が運営するサプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達スキーム。

(7) chemSHERPA-AI

成形品の含有化学物質に関する成分情報と遵法情報を伝達するためのフォーマット。

(8) chemSHERPA-CI

化学品の含有化学物質に関する成分情報を伝達するためのフォーマット。

(9) JAMA/JAPIA 統一データシート

IMDS(International Material Data System)との整合化をはかるべく、自動車業界の環境負荷物質調査及び含有する材料・化合物の調査に使用することを目的として、日本自動車工業会(JAMA)、日本自動車部品工業会(JAPIA)にて合意された帳票。

IMDSは、自動車を構成する材料及び含有物質情報を収集するため、主要自動車メーカーが参画しているシステム。

(10) 適用除外

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質、用途、部位等に例外処置として使用が認められること。

(11) 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品、デバイスまたはそれらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着すること。(加工プロセスにおいて意図せずに製品や部材に混入または付着する場合を含む。)

(12) 閾値(規制値)

法規制等に従い、部品、材料に含まれる化学物質の含有量もしくは、含有濃度の最大許容値のこと。

(13) 均質材料

機械的に別々の材料に分離できない材料を示す。

(14) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に部品の製造時に意図して使用すること。

(15) 不純物

天然の素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質を云う。

(16) 不使用証明書

製品への含有を禁止と定めた化学物質(禁止物質)が納入部品に含まれていない事を納入元が証明した書類。部品毎の証明が必要。

5. グリーン調達のパートナーシップ

効果的に環境保全を行うには、TKR だけでなく、仕入先企業やお客様とのパートナーシップによって「事業活動全体」の環境負荷削減に取り込むことが重要です。また、継続的な環境保全のためには、お互いにメリットのある関係を構築し、パートナーシップを維持、向上していく必要があります。

グリーン調達に関する管理の考え方

川上から川下までの事業者における製品含有化学物質情報の授受管理システムを構築しています。



6. グリーン調達調査協力へのお願い

TKRは、仕入先の皆様のご支援を賜り、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流である仕入先の皆様からの調達品について、調査ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

6.1 仕入先様に提出していただく書類

TKRは、ISOを基本にした製品含有化学物質管理体制の構築運用を推奨しております。

TKRと新規にお取引を開始する仕入先様は、以下の項目について、積極的に情報開示の協力をお約束いただく「同意書」をグループ調達部門へ提出いただきますようお願い致します。

- 1) 管理体制の構築。
- 2) 本基準への適合。
- 3) TKRからの要望事項、等。

表 - 2：仕入先様にグリーン調達基準への同意をいただく資料

提出書類	提出時期	記入帳票/資料
帳票-1：TWA-00-03 TKRグループグリーン調達基準への同意書	新規お取引契約時	TKRグループグリーン調達基準

6.2 仕入先様に開示していただく情報

TKRの製品を構成する部品に含有する化学物質情報は、TKR部品番号単位に記述して、提出していただきます。TKRはアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するchemSHERPAを標準に定めて運用致します。

含有化学物質情報の提出は、chemSHERPA-AI又はchemSHERPA-CIにてお願い致します。

なお、chemSHERPAでの提出が困難な場合はTKRが定めたフォーマット（帳票-3）での提出をお願い致します。

また、仕入先様が商社の場合、製造元企業様へ「TKRグリーン調達基準」を周知され、ご理解の下に含有化学物質情報のご提出をお願い致します。

TKRへ提出いただく書類およびその根拠となる資料は、提出後11年間保管願います。

TKRの設計・開発部門、調達部門、製造部門などの依頼部門の担当者へ、電子媒体での提出をお願い致します。

<資料提出時期>

- (1) 部品認定時
- (2) 管理基準が変更・追加になった時
- (3) 4M(人・機械・方法・材料)変更時

表 - 3 仕入先様に提出していただく資料

【必須提出書類】

提出書類			記入帳票/資料
1	成分表	chemSHERPA chemSHERPA-AI (SHAI ファイル) または chemSHERPA-CI (SHCI ファイル)	製品含有化学物質の情報伝達スキームは、以下のホームページから最新版のダウンロードをお願い致します。 https://chemsherpa.net/chemSHERPA/
2	分析データ	精密分析データ (ICP/GC 等)	下記6.4 項参照願います。
3	不使用証明書	帳票-2 : TWA-00-08 不使用証明書	

【chemSHERPA での提出が困難な場合、代わりに提出する書類】

提出書類		記入帳票/資料
成分表	帳票-3 : TWA-00-07 成分証明書 兼 保証書	

6.3 提出資料作成時のお願い事項

chemSHERPA-AI/chemSHERPA-CI にて提出される場合は、SHAI ファイル/SHCI ファイルでの提出をお願い致します。

SHAI ファイル/SHCI ファイルを作成する際に、作成支援ツールの基本情報画面→発行者・承認者情報→整理番号欄には下記のように TKR 部品番号の入力をお願い致します。

SHAI ファイル/SHCI ファイル出力をする際、ファイル名に TKR 部品番号が自動反映されません。

(chemSHERPA-AI 記入例)

「SHAI_FX00001234000-01_YYYYMMDDhhmmss.shai」

TKR 部品番号 日付時間

(chemSHERPA-CI 記入例)

「SHCI_FX00001234000-01_YYYYMMDDhhmmss.shci」

TKR 部品番号 日付時間

- 注意：
- ・成分情報は chemSHERPA の管理物質の他に可能な限り任意物質を含め含有率 100%になるようお願い致します。
 - ・chemSHERPA-AI は成分情報、遵法情報とも必須と致します。

6.4 精密分析データの提出

RoHS 指令禁止 10 物質 {フタル酸エステル 4 種類 (DEHP、DBP、BBP、DIBP) 含む} に関して納入していただく全ての部品・材料を対象に精密分析データ (ICP 測定等) を原則 6.2 項の資料提出時期に提出をお願い致します。精密分析データは、仕入先様にて自主管理をしていただ

き、TKR から要求がある場合には有効期限内(分析完了日から1年以内)に測定された精密分析データの提出をお願い致します。

※毎年提出を要求する場合があります。

なおご提出の際は下記の事項が記載されていることを必ずご確認ください。

- ・ 前処理方法 (Pre-Conditioning method)
公定法を使用した場合は、その名前が記載されていること。
公定法と異なる方法の場合は、その方法がきさいされていること。
- ・ 測定方法 (Measurement Method)
測定法名あるいは公定法名が記載されていること。
- ・ 測定者/測定責任者名/分析機関名
- ・ 測定日
- ・ 測定結果 [N. D. (Not Detectable)の場合は、定量下限値も]
- ・ 測定フローチャート
- ・ 「完全溶解した」旨の文章 (適用：プラスチック中のカドミウムと鉛の測定)

上記事項が記載されていない場合は、記載後に再提出となります。

6.5 TKR 個別要求資料

TKR 生産機種により、表-4 以外の資料での調査をお願いする場合があります。

例として、TKR 各事業所から日本自動車工業会 (JAMA)、日本自動車部品工業会 (JAPIA) にて合意発行の JAMA シート等の業界標準フォーマット、またはその他の固有フォーマットでの依頼がございましたら、ご対応をお願い致します。

表 - 4 仕入先様に提出していただく個別要求資料

提出書類		記入帳票/資料
1	JAMA シート	JAPIAホームページから最新版資料のダウンロードをお願い致します。 http://www.japia.or.jp/
2	その他固有フォーマット	TKR 各事業所からの要求

※ JAMA シートは CSV ファイルにて提出してください。

7. REACH 規則 高懸念物質 (SVHC) 追加調査の依頼

TKR は欧州 REACH 規則第 7 条の届出義務、第 33 条の情報伝達義務に対応するため、TKR が指定する部品、材料について高懸念物質 (SVHC) の含有情報を追加調査させていただきます。

その際には、下記の資料提出依頼を別途ご連絡させていただきます。

提出書類	記入帳票/資料
帳票-4 : TWA-00-09 REACH高懸念物質調査表	

8. 情報の取り扱い（開示情報の管理）

仕入先様からご提供いただいた製品含有化学物質情報は、TKR 内で共有させていただきます。
また、納入する物品の製品含有化学物質情報については、サプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、TKR の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

9. 本基準に関するお問い合わせ先

お取り引きしている TKR 調達窓口

10. 本基準の改定

各国の法規制、顧客要求事項などの改定動向、または社会的変化等々により、本基準及び提出フォームを改定する場合があります。提出に際しては、TKR ホームページより最新版をご確認いただき、提出して下さいますようお願い申し上げます。

11. 施行

本基準は、2020 年 1 月 6 日より施行致します。

12. 改定履歴

版	改定年月日	改定内容
1	2004年12月22日	・ 初版発行。
2	2005年9月1日	・ その他文章の見直し。
3	2005年11月22日	・ 7項のXRF閾値で水銀・六価クロムで誤記入、及び5項大一種→第一種の訂正。
4	2012年8月1日	・ 顧客要求事項の変更並びにREACH規則などの各法規制の多様性に対応するため全社規定に昇格とし、名称をTKRグループグリーン調達基準に変更。 ・ 各グループホームページに開示
5	2012年11月1日	・ TKRグループをTKRに表現統一。その他補足説明を追加。 ・ 3. 管理物質の説明追記と表2追加。 ・ 4. (2) サブスタンスを化学物質／Chemical Substanceに変更。 ・ 4. (3) プレパレーションを混合物／Mixtureに変更。 ・ 6. 補足文、表-3、4、5、6追加により項番変更、 ・ 7. REACH規則 高懸念物質（SVHC）追加調査の依頼追加により以降の項番変更。
6	2018年 1月10日	・ 2. 適用範囲 表-1会社名変更 ・ 3. 管理基準 区分変更、表-2削除 ・ 6. 4 精密分析データ 対象部品を全ての部品・材料に変更、フタル酸エステル4種類追加。 ・ 6. 5 TKR個別要求資料 chemSHERPAデータ追加 ・ その他文章の見直し。

版	改定年月日	改定内容
7	2019年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4. 用語の定義 JGPファイル、JAMP/AIS、JAMP/MSDSplus削除、chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI追加。 ・ 6.2 仕入先様に情報開示していただく資料 AIS/MSDSplusからchemSHERPA-AI/chemSHERPA-CIに変更。 ・ 6.3 提出資料作成時のお願い事項 AIS/MSDSplusからchemSHERPA-AI/chemSHERPA-CIに変更。 ・ 6.5 TKR個別要求資料 JGPファイル、chemSHERPAデータ削除。 ・ その他文章の見直し。
8	2019年7月1日	2. 適用範囲 表-1 拠点追加（メキシコ、ベトナム、フィリピン）
9	2019年7月5日	6.4 精密分析データの提出 提出前の確認事項を追記。
10	2020年1月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6.2 仕入先様に情報開示していただく情報 必須提出書類と他の書類の明確化 ・ 6.4 精密分析データの提出 文章の見直し ・ 7 REACH規則 高懸念物質（SVHC）追加調査の依頼 提出書類の記載場所の変更



Green

発行元
株式会社TKR/TKRグループ